令和8年度　教育旅行推進強化事業
学校に対する事前・事後学習支援
「アドバイザーオンライン派遣」におけるアドバイザーの謝金等に関する要綱

第１条　目的

この要綱は、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下「OCVB」という。）が実施する令和８年度 教育旅行推進強化事業 学校に対する事前・事後学習支援「アドバイザー派遣等支援」におけるアドバイザーへの謝金の支給基準に関し必要な事項を定める。

第２条　対象の範囲

令和８年度　教育旅行推進強化事業　学校に対する事前・事後学習支援「アドバイザーオンライン派遣」における派遣要綱に基づく派遣とする。

第３条　謝金支出基準

1　次の額を謝金とし、アドバイザーに対し支払うものとする。

（１）オンライン派遣　・・・１回につき、20,000円（アドバイザーのみ）
※機器操作等の補助を行う方は対象外とする。

（２）交通費負担訪問派遣

個人　　・・・１回につき、20,000円（アドバイザーのみ）
団体（2名）　・・・１回につき、35,000円（アドバイザー＋同行者1名）
団体（3名以上）・・・１回につき、50,000円（アドバイザー＋同行者2名以上）
※アドバイザー20,000円　同行者1名あたり15,000円（上限は同行者2名分まで）
※申請者（学校及び旅行代理店）が同行者に関わる交通費の負担を了承した場合のみ団体での派遣を認め、団体での謝金を支払う。

2　謝金は、第２条に定める派遣実施後に支払うものとする。
ただし、請求元が個人の場合、所得税源泉徴収税額を差し引いた金額を支払うものとする。

3　事前打合せなどの時間は、謝金の対象外とする。

4　交通費負担訪問派遣において自宅または職場を出発後、天災や災害またやむを得ない休校などの不可抗力により、実施ができなかった場合は、謝金支払の対象とする。

第４条　源泉徴収税

1　請求元が個人の場合、源泉徴収は謝金支払時に行い、預かり源泉徴収税額については、OCVB にて後日納税するものとする。

2　支払調書については、希望があれば OCVB よりアドバイザーへ郵送する。（1 月末頃発送予定）

第7条　謝金の取消

申請者又はアドバイザーはその責めに帰するべき事由により、派遣業務の実施に関し、相手方あるいは第三者に損害を与えたとき、または要綱の規定に反する行為が認められた場合は、OCVBと協議のもと謝金の支払いを取り消すものとする。

第８条　その他

この要綱に定めのない事項については、沖縄県とOCVBが協議して決定する。

附　則　この要綱は、令和８年4月1日から施行する。